

反社会的勢力(暴力団等)排除誓約書

平成 年 月 日

藤田建設株式会社

あすなろ県営住宅22号棟 作業所

現場代理人(所長名)

作業所長 兄木 世志和 殿

(一次会社)

所在地 _____

会社名 _____

代表者名 _____ 印

記

貴社から請け負う工事の施工に当たり、石川県暴力団の排除の推進に関する条例、政府が公表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を遵守し、市民生活及び事業活動から反社会的勢力(暴力団等)の排除を推進し、青少年の健全な育成を図るとともに、市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため、当社及び再下請業者と共に以下事項を誓約致します。

1. 下記の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - A. 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)であること。
 - B. 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
 - C. 反社会的勢力を利用、関係していること。
2. 自ら又は第三者を利用して下記の各号いずれの行為も行わないことを表明し、確約する。
 - A. 暴力的な要求行為。
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - D. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為。
 - E. その他前各号に準ずる行為。
3. 前項に違反していると合理的に判断された場合は、元請会社等より何らの通知、催告をされることなく、全ての取引及び契約を解除されても異議申し立てしない事を誓約致します。
4. 前項に基づき取引及び契約の全部又は一部を解除された場合、解除側は当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しない。また、当該解除によって解除側に損害が生じた場合は、相手方に対し、その損害の賠償を請求できることを確約する。